

令和5年11月30日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年11月30日（木） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請について

第4号 非農地証明について

第5号 非農地判断について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸
14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次	17番 石田 尚則
18番 神藤 敦美			

欠席委員

9番 今井 満 19番 北村 正次

推進委員

由元 陽子 高畑 保久

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(横段) : 本日、北村会長が公務出張のため、会長職務代理者のわたくし 横段が議長を務めます。ご協力をお願いします。それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 亀山委員、11番 秋光委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、9番 今井委員、19番 北村委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、2024年度版の農業委員手帳になります。農業委員手帳には、新たに委員になられた時にお渡ししました、写真付き証明書を入れ替えておいてください。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広町字吉地〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は723㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員 : 2番 田中です。この辺りは段々畑が広がっており、以前は農業が盛んな地域でした。少し前に農地パトロールを行った際には、殆どが荒廃地となっていました。そんな中でもこうして耕して果樹を植えられるとのこと。少しでも農地が守られていくのは、良いことだと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議長 : 2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、仁方本町1丁目〇〇〇番11、地目は畑、面積は79㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、居住地に隣接する申請地を家庭菜園とし、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。譲受人のご自宅の真裏に申請地があり、既に管理されており問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、天応東久保2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は316㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、水稻が作付けされていましたが、少し草が見えますが、譲受人が変わって管理して頂けるものと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、倉橋町字西豊浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は185㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売買するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、倉橋市民センターの西側の小高い場所にあります。現在サ

ツマイモなどの野菜が栽培されています。譲受人の自宅が近くにあるので問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,390㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。写真でお分かりのとおり水稻を作付けしています。今まで管理されていた方が今回の譲受人なので問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町内海北7丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は608㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良により、耕作困難なため、売買するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地の左側に譲受人のご自宅があります。85歳とご高齢ですが、息子さん手伝っているもので、心配はないものと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊浜町大字豊島字妙現〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で1,409㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつ栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。譲受人は、広島県果樹農業振興対策センターの研修（2年間）を経て、新規就農しました。週末には、ご夫婦でパンを焼いて販売も行っています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊浜町大字豊島字丸山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は266㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なため、売却するもので、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。申請地は、小野浦共同墓地の下にあります。写真では、木が茂っているように見えますが、少し手を加えれば、野菜栽培は可能と思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、豊浜町大字大浜字浜〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は

合計で168㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作が出来ないため、売却するもので、譲受人は経営規模拡大し、レモン栽培を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。申請地は、私の自宅から5分ほどの場所にあります。私の2年後輩が管理していたのですが、急に亡くなりました。お姉さんがおられますが、遠方に居住し耕作出来ないのを譲ることになりました。譲受人は、87歳とご高齢ですが、息子さんも手伝いに帰って来られていますし、退職後は跡を継ぐと伺っています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字大鷲〇〇〇〇番〇〇，地目は畑，面積は548㎡の第2種農地です。本件は隣接地が盛土を行い駐車場を整備するため、申請地も盛土の後、畑として利用するために農地改良を行いたい旨、農地法第4条の一時転用許可申請されたものです。関係法令については、宅地造成等規制法による許可が必要で、本市都市計画課と事前協議を終えたところです。本件は、宅地造成等規制法の許可に併せて許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：9番 田中です。写真の赤線で囲われた内の低い部分が対象地です。隣接地が盛土されればさらに低くなり農地としての利用が困難となるため、併せて盛土を行い畑として使用したいとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可と決定します。

議 長：次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、東塩屋町〇〇〇番〇、地目は畑、面積は490㎡の第2種農地です。
転用の目的は隣接する住宅を売却するにあたり、申請地を宅地の庭敷として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。写真右側に事務局から説明のあった住宅があります。住宅に併せて畑も売りたいとのことでした。栗の木などがあり、急傾斜地ですが、庭として整備するとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字柳迫〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,166㎡の第2種です。転用の目的は建設資材及び重機置場として使用するため購入するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。写真の右側が灰ヶ峰になります。ガードレールがあるところに道路が通っています。この土地は長い間耕作されていませんでした。きれいに整備されていますが、不法投棄に悩まされているようです。きれいにして建築資材置場としたいそうです。写真上側の赤線辺りに水路がありますが、そちらも整備して管理するとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊浜町大字豊島字丸山〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は100㎡の第2種農地です。転用の目的は、倉庫及び資材置場として利用するため、売買するものです。規模等は、倉庫1棟53㎡、残地の47㎡を資材置場として整備する計画です。しかしながら、写真でお分かりのように、既に倉庫として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。事務局の説明のとおりです。問題になることは、無いと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が5件、農地法第5条の規定による届出が10件、民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請が1件ございましたのでご報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について4件を証明し、非農地判断について75件を通知しましたのでご報告します。

議 長：推進委員さんから何かご意見があればお願いします。

議 場：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：令和5年12月総会終了後に開催の合同意見交換会及び忘年会について、説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第13回総会は、12月27日 水曜日 午後3時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

次回は、総会終了後に推進委員との合同意見交換会及び忘年会を予定しております。皆様のご参加をお願いします。

議 長：以上で令和5年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時25分)

以上は、令和5年第12回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会長職務代理者

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員